

改正

平成27年12月16日規則第92号

木更津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成元年木更津市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附置の届出)

第2条 条例第3条又は第4条の規定により、駐車施設の附置をしようとする者は、駐車施設附置届出書（別記第1号様式）正副2部を添付図面とともに市長に提出しなければならない。

(承認の申請)

第3条 条例第7条第2項の規定により、駐車施設の設置又は駐車施設の位置、規模及び構造の変更をしようとする者は、駐車施設設置（変更）承認申請書・承認書（別記第2号様式）を添付図面とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき駐車施設の設置又は駐車施設の位置、規模及び構造の変更について承認したときは、承認書を交付するものとする。

(立入検査の身分証票)

第4条 条例第9条第2項の規定による職員の身分を示す証票は、身分証明書（別記第3号様式）とする。

(措置命令書)

第5条 条例第10条の規定による駐車施設の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置は、措置命令書（別記第4号様式）により行う。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日規則第92号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

(表)

駐 車 施 設 附 置 届 出 書

年 月 日

木更津市長 殿

住 所
届出者 氏 名 ①
電 話

木更津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成元年木更津市条例第35号）第3条又は第4条の規定により附置する駐車施設は、下記のとおりです。

駐 車 施 設	1 設置者	住 所				
		氏 名				
	2 権 利 の 区 分	(1)所有権 (2)借地権 (3)その他 ()				
	3 規 模	建築物内	台	m ²	計	台
		建築物外	台	m ²		m ²
4 構 造			(1)自走式 (2)機械式	(1)地上層 (2)地下層		
5 条例第3条又は第4条による駐車施設の最小規模			台	m ²		
条又の例は建第第三四物条条	6 所 在 地	木更津市				
	7 用 途	特 定	非 特 定	そ の 他		
	8 延 べ 床 面 積	m ²	m ²	m ²	計	
※ 建 築 物	確 認 申 請 年 月 日	年 月 日				
	確 認 年 月 日	年 月 日				
※ 受 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号					

注1 ※印の欄には記入しないで下さい。

注2 この届出書は、2部提出して下さい。

添付図面

(裏)

	図面の種類	明示すべき事項
駐 車 施 設	附近見取図 (S = 1 / 2, 500)	1 / 2, 500の白地図 条例第3条又は第4条の建築物を図示
	配置図 (S = 1 / 200以上)	縮尺、方位、敷地の境界、駐車区画(1台幅2.5m以上奥行5.0m以上。以下同じ。)、車路(幅5.5m以上一方通行の場合3.5m以上。以下同じ。)並びに当該敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (S = 1 / 100以上)	縮尺、方位、駐車区画及び車路
条例 第 三 条 又 は 第 四 条 の 建 築 物	配置図 (S = 1 / 200以上)	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (S = 1 / 100以上)	縮尺、方位、間取及び各室の用途

第2号様式 (第3条関係)

(表)

駐車施設設置（変更）承認申請書・承認書

年 月 日

木更津市長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話

木更津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成元年木更津市条例第35号）第7条第2項の規定により駐車施設の設置（変更）について承認を受けたいので申請します。

駐 車 施 設	1 設置場所					
	2 権利の区分	(1)所有権 (2)借地権 (3)その他 ()				
	3 設置者	住所				
		氏名				
	4 規模	建築物内	台	m ²	計	台
		建築物外	台	m ²		m ²
5 構造	(1)自走式 (2)機械式		(1)地上層 (2)地下層			
6 条例第3条又は第4条による駐車施設の最小規模	台		m ²			
条 例 第 七 条 第 一 項 の 建 築 物	7 所在地	木更津市				
	8 用途	特 定	非 特 定	そ の 他		
	9 延べ床面積	m ²	m ²	m ²	計	
	同一敷地内に駐車施設を附置できない理由					
※ 建築物	確認申請年月日	年 月 日				
	確認年月日	年 月 日				
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号					

注1 ※印の欄には記入しないで下さい。

注2 この申請書は、2部提出して下さい。

上記駐車施設設置（変更）承認申請書については、設置（変更）を承認します。

年 月 日

木更津市長 印

添付図面

(裏)

	図面の種類	明示すべき事項
駐 車 施 設	附近見取図 ($S = 1 / 2,500$)	条例第7条第1項の建築物との直線距離を記入
	配置図 ($S = 1 / 200$ 以上)	縮尺、方位、敷地の境界、駐車区画(1台幅2.5m以上奥行5.0m以上。以下同じ。)、車路(幅5.5m以上、一方通行の場合3.5m以上。以下同じ。)並びに当該敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 ($S = 1 / 100$ 以上)	縮尺、方位、駐車区画及び車路
条 例 第 七 条 第 一 項 の 建 築 物	配置図 ($S = 1 / 200$ 以上)	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置及び敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 ($S = 1 / 100$ 以上)	縮尺、方位、間取及び各室の用途

第3号様式(第4条関係)

(表)

5.5cm	第 号
	身 分 証 明 書
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
	上記の者は、木更津市建築物における駐車施設の附置に関する条例（平成元年木更津市条例第35号）第9条の規定により駐車施設に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。
	年 月 日
	木更津市長 印
	8.5cm

(裏)

木更津市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例抜粋
(立入検査等)
第9条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4号様式（第5条）

措 置 命 令 書

住 所

氏 名

建築物（駐車施設）の所在地

建築物の用途及び規模

上記の建築物（駐車施設）は、木更津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第条の規定に違反しているので、同条例第10条の規定により次の措置をとることを命ずる。

年 月 日

木更津市長

記

1 措 置

2 理 由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。